

愛知県公安委員会告示第33号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条第2項第2号の規定により、次のとおり小牧市内の乗合自動車の停留所における旅客の運送の用に供する自動車の停車又は駐車に関して合意したので、次のとおり公示する。

令和7年12月22日

愛知県公安委員会委員長 中 尾 友 紀



1 合意した者

- (1) 小牧市
- (2) あおい交通株式会社
- (3) 名鉄バス株式会社
- (4) NTTドコモビジネス株式会社東海支社
- (5) 中部運輸局
- (6) 愛知県公安委員会

2 旅客の運送の用に供する自動車が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所の名称等

旅客の運送の用に供する自動車が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所は、小牧市、あおい交通株式会社及び名鉄バス株式会社が管理する別表に掲げる停留所とする。

3 2に停車又は駐車をする旅客の運送の用に供する自動車の範囲

2に停車又は駐車をする一般旅客自動車運送事業用自動車等の範囲は、次の表の左欄に掲げる運行事業者が、同表の中欄に掲げる事業形態により行う同表の右欄に掲げる事業の用に供するものとする。

運行事業者	事業形態	事業名
NTTドコモビジネス株式会社 東海支社	道路運送法の規制対象外となる自動運転バスの実証実験運行（無償）	令和7年度小牧市自動運転実証調査事業

4 2における3の停車又は駐車が道路又は交通の状況により支障がないものとなるようにするため必要と認める事項

2における3の停車又は駐車は、3に係る運行時間内に限るものとする。

別 表

停 留 所 名	所 在 地
こまくる 桃花台センター（上） 桃花台センター（下） 東部市民センター 篠岡中学校前 篠岡第二公園 篠岡三丁目 鷹ヶ池入口 光ヶ丘二丁目 光ヶ丘第一公園 光ヶ丘住宅 光ヶ丘会館 光ヶ丘一丁目 中央道桃花台 桃花台東 大草北	小牧市古雅一丁目 7 番地 小牧市古雅一丁目 7 番地 小牧市篠岡一丁目 4 番地 小牧市篠岡二丁目 23 番地先 小牧市篠岡一丁目 45 番地先 小牧市篠岡二丁目 16 番地先 小牧市篠岡一丁目 11 番地先 小牧市篠岡二丁目 6 番地先 小牧市篠岡三丁目 78 番地先 小牧市篠岡三丁目 110 番地先 小牧市篠岡三丁目 54 番地先 小牧市篠岡三丁目 108 番地先 小牧市篠岡三丁目 77 番地先 小牧市光ヶ丘二丁目 110 番地先 小牧市篠岡三丁目 86 番地先 小牧市光ヶ丘二丁目 62 番地先 小牧市光ヶ丘一丁目 60 番地先 小牧市光ヶ丘五丁目 41 番地先 小牧市光ヶ丘六丁目 41 番地先 小牧市光ヶ丘六丁目 14 番地 5 地先 小牧市光ヶ丘六丁目 43 番地 小牧市城山三丁目 26 番地 小牧市光ヶ丘五丁目 22 番地先
あおい交通(ピーチバス・桃花台バス) 桃花台センター 光ヶ丘 2 丁目 光ヶ丘 4 丁目 光ヶ丘 5 丁目 大草北 篠岡中学校前	小牧市古雅一丁目 7 番地 小牧市光ヶ丘二丁目 110 番地先 小牧市篠岡三丁目 86 番地先 小牧市光ヶ丘四丁目 6 番地 4 地先 小牧市光ヶ丘四丁目 11 番地 4 地先 小牧市光ヶ丘四丁目 62 番地先 小牧市光ヶ丘五丁目 2 番地 1 地先 小牧市光ヶ丘五丁目 22 番地先 小牧市篠岡一丁目 11 番地先
名鉄バス 光ヶ丘 2 丁目 光ヶ丘 4 丁目 光ヶ丘 5 丁目 桃花台東 大草北	小牧市光ヶ丘二丁目 110 番地先 小牧市篠岡三丁目 86 番地先 小牧市光ヶ丘四丁目 6 番地 4 地先 小牧市光ヶ丘四丁目 62 番地先 小牧市光ヶ丘五丁目 2 番地 1 地先 小牧市城山三丁目 26 番地 小牧市光ヶ丘五丁目 22 番地先